

民間資金等活用事業推進委員会

第10回合同部会

議事録

内閣総理大臣官房内政審議室

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第10回合同部会議事次第

日 時： 平成12年6月16日（金） 13:00～15:43

場 所： 総理府地下講堂

1. ガイドラインの論点整理について

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、奥野部会長代理、小幡委員、高橋委員、前田委員
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、山下専門委員

【関係機関出席者】

大石政策企画官（建設省）、杉浦課長補佐（通商産業省）、松本公共住宅事業
調整官（建設省）、満田企画官（自治省）、森専門官（運輸省）、古谷課長（神
奈川県）、三上次長（千葉市）

【事務局】

白須民間資金等活用事業推進室長、阿部参事官、古谷企画官、清水企画官

山内部会長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第10回の合同部会を開催させていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、ガイドラインの論点整理ということです。本日は西野部会長が御欠席ということで、その役割を奥野部会長代理にお願いしております。進行の方は私が務めさせていただきます。

それでは議事に入りますが、まずガイドラインの論点整理についてですけれども、前回の部会終了後に論点整理につきまして、西野部会長と私とで相談をいたしました。そしてその結果を事務方で、資料としてまとめていただいております。

論点を大きくどのようにまとめるかについて、前回いろいろ御議論をいただいたところではありますが、この資料の1のところにありますような、こういう整理がいいのではないかというふうに考えております。ですから、この資料につきまして事務局の方で御説明をいただきまして、その後議論をということにさせていただきます。

説明の方をよろしく願いいたします。

事務局（資料説明）

A委員 プロセス関係を入れるというのは、それで大変結構だと思うんです。ガイドラインの項目立ては3点で大体よろしいのではないかと。あまりゆっくりしていてもいけないから、早く作業に入らなければいけないのではないかという感じがいたします。1点、リスク分担・協定等関係ですが、監視については協定で書く部分は当然あるのですけれども、プロセスのところ、ずっと後までプロセスとして含めて、最終的にどういう監視をしていくかということまで含めればプロセスの中に入ります。ちょっと気になるのは、協定に書き込むものだけでいいかという観点がありまして、金融機関の方の監視とダブって、金融機関の方は別途監視をするということであればどういう形になるか。協定に書き込むかどうかかわからないので、直に入るかなという感じがいたしまして、協定等関係ということで、それも含むということであればよろしいかと思いますが、PFI事業実施に係る全プロセスの概観という中に、こういった評価あるいは監視、これには住民に対して明確にするという部分も当然入ると思うのですが、その辺りはどちらで拾うのか、どこかで入れてもらえればいいと思います。

山内部会長 基本的に、プロセス、VFM、リスク分担・協定と、この3つの項目でやるということはよろしいですか。

それで、後半の御意見について、具体的な内容については、またこれは後でゆっくり議論させていただきます。その他如何でしょうか。

もしよろしいようでしたら、少なくとも項目については、プロセス関係とVFM関係、リスク・協定関係、この3つに大別して議論をするということにさせていただこうかというふうに思います。また項目間の相互調整、今御意見がありましたけれども、それについては適宜行うということにいたしたいと思います。またそれについても、この後に議論をしていただこうというふうに思います。それでは、資料1の1のような整理で進めさせて

いただくということによろしいでしょうか。

(意義なしの声あり)

それでは、この3つの項目立てにつきましては御了承いただいたことにさせていただきます。

そこで次に、それぞれの項目について、どんなような論点を検討していくのかということで整理を進めていきたいというふうに思います。前回の部会で、今般のヒアリングで発言された論点とか、英国あるいは国内の事例等において行われたVFMとか、リスク分担について事務方で整理していただいた資料が配付されたわけですが、それを皆さんお読みいただいていると思うのですが、特にヒアリングについては、5回に渡って長時間実施しましたので、それを参考にして具体的な論点、こういったことを御発言いただければというふうに思います。

そこで、プロセス関係、VFM関係、リスク分担・協定関係と3つありますが、取りあえずプロセス関係からまず御議論をいただこうかと思えます。また今、A委員がおっしゃったように、それといろいろ関係してくるところがありますので、それはそれで結構ですので、御意見をいただければと思います。

B 専門委員 A 委員がお話しになったこととも関係するんですが、公表は、いずれにしましても、特定事業を選定したときから、監視あるいは事業を進めていく段階も含めているんな形での公表があると思うのですが、行為としてだけ見ますと、募集に係るという1点だけにどうも絞られているみたいな形になっているんです。後の方では、いわゆる実際にサービス行為が始まった後の監視の問題等、今、話があったとおりでありますし、逆にもう一つ前段階では多分実施方針があるでしょうし、事業そのものの費用対効果の問題等も含めて、いわゆるプロセスがあると思うんです。その辺は極端に言いますと、企画段階から運営が終わってトランスファーするまでの非常に長いプロセスというふうには捉えないで、どこか1点に絞り込んでというような形で、これは書かれているといいますが、論点として挙がっているということでしょうか。

事務当局 そういう意味ではありませんで、ヒアリングの際にいろいろ御意見、御希望が多かったのは確かに募集のところですが、これは言ってみますと「募集に係る留意点等」と、ある意味では募集等といいますが、実際の行為に係る留意点、それが終わった後の、あるいは事前の公表に係る留意点、つまり実際の行為とその前後の公表という、募集の問題と公表の問題というのは、いわば両方相まって、こういう場合にはほぼ等しいぐらいの重要性があるという意味で、実態の話と公表の話というのを大きく分けて書いているというだけの意味です。

B 専門委員 最終的にはワーキンググループかなんかをつくられたら、当然初めの段階からずっとプロセスを追いながら、英国のタスクフォースなんかでいきますと14段階ぐらいが書いてあって、もちろん、その軽重があって、ここは特にというものがあったり、ここは流すだけというのが出てくると思いますが、トータルとしてはそういうふうを考え

ていいということですね。

山内部会長 基本的にPFI事業実施に係る全プロセスの概観ですから、これはワーキンググループの方で重要項目としてやっていただくということだと思います。PFIをやっているときに、全体をこういう形でやるんだよというのを鳥瞰するというのは非常に重要だと思うんです。ですから、概観を示すこと、それから特に論点になりそうなところを挙げています。

C 専門委員 今回の御説明で、多少私の方の疑問も解けた部分はあるんですが、実は申し上げようと思ったのは、プロセスの中でいろいろ意見があった中に評価についてのお話がたくさんあったかと思ひまして、評価という項目を募集、公表という中でどういうふうに扱うのかなというふうに考えておりました。ただ、今おっしゃったように、募集ということで全体が括られるということであれば、それはそれでいいのかもしれませんが、ただ、募集というふうに表現してしまいますと、いかにも公募をしてという部分だけというようなニュアンスに取られ易いような気がしますので、もしそういうお考えであれば、要は事業者選定というような考え方で表現された方がいいのかなと。私としては、評価基準、評価をどう公表するかということも含めた部分がやはり大事なかなというふうに感じていますので、ちょっとその辺のところを提案したいと思います。

山内部会長 事務局の表現しようとした意図は、そういうところがかなり強いと思います。ですから、募集というよりも事業者選定のプロセスに係る留意点と、こんなような形で受け取っていただいて、あるいは論点を出すときには、そういう形にしてもよろしいかと思ひます。

D 委員 全プロセスを概観とありますけれども、特定事業の最初の段階、要するに取っ掛りの一番始めから終結までという範囲でまずよろしいのかなと。今までのお話の中で、概観というと非常に散文的な感じがするんですが、実務的に考えますと、フローチャートで一つ一つの手続を織り込んでいく。例えばこの間も出た話題でVFMというのがありますけれども、準備段階でざっとVFMを計算して置くとかいうことも実際に必要な作業になっておる。ところが、どこの段階でそれを公表するかというのは、今までの資料ではなかなか分かり難い。だから、そういう一つ一つの行為について、必ずしも一通りに決まるものだとは思いませんけれども、フローチャートまでちゃんと示せるようなものがガイドラインで必要なのかなと思ひます。

事務当局 今日、西野部会長がいらっしゃいませんが、私どもが西野部会長とお話をいたしておりました段階におきましては、いわば予備的なところから始まって、全体的なフローチャート的なものということが念頭にあるというふうに私どもは理解をいたしております。この後の話ですが、ワーキンググループをおつくりになってやっていって、どこまで書けるかというような話になってくるのだろうと思ひます。

E 委員 プロセス関係、まさにコアはこういうことで何の異存もない、異議もないんですが、一つは、このプロセスというのは特定事業を選定するためのプロセスなんですね。

こういったものを分析するとか、公表することの意味というのは、こういう事業の社会的な意味を一般の地域住民とか、広く国民に知らしめるという意味が、そちらの方も大変に大きいのだろう。ですから、特定事業の選定のためのプロセスというだけではなくて、事業の意味を一般に知らせるといふうなところも頭に置いておいていただきたいなと思うんです。

大したことを付け加えるわけではないんですけれども、今御案内のように二、三年前、国が行う新規の事業についてはすべて費用便益分析を行わなければならないという首相の指示が出ておりまして、都道府県なんかでも、そういうことの作業を既に準備していらっしゃるところもあるわけですし、この前段階として、そういうものが既に行われているわけです。ですから、その辺のところから、公表されるときにはあった方がいいのではないかというふうな気がいたします。

山内部長 私も西野部長とのお話を伺っている限りでは、これは必ずしも事業者選定のプロセスだけではないということだと思えます。その前段階としてPFIの基本方針で言えば、事業そのものをPFIにかける、かけないか。そういうプロセスがあるはずで、それにまつわるところがあって、先ほどD委員がおっしゃったように、始めから終結まで、こういう流れだと思えます。ですから、そういう意味では、今、E委員がおっしゃったような意味を含んでいると思えますが、その前の段階で、そもそもその事業をやるかやらないかというのが費用対効果分析の議論で、そこまで含めるかどうかということは若干微妙なところですよ。

事務当局 そもそもその事業をやるかやらないかということになりますと、PFIプロパーの問題ではなくなって、いわば公共事業の採択に係る問題だということですので、少なくとも私どもが伺っている範囲では、西野部長は、いわば準備段階といえますが、予備的な調査とかその辺の段階から、念頭にいれるという感じです。それを今回の公共事業等の評価とか、そういう問題との関連において、PFIのフローチャートという中で、どこまでやるかという点についてはまだ確たる所、それは今後の御議論の話なんだろうという印象です。

E委員 先ほど私が申し上げた費用便益分析のところは、この中でやるかという意味ではなくて、事務当局が言うように、その前の段階として行われているわけです。したがって、その部分が最初のプロセスだということを我々は知っておく必要があるのではないかということが一つ。

と言いますのは、後で割引率なんかも出てきますけれども、社会的費用便益分析で使う割引率と、後のバリュー・フォー・マネーで使う割引率というのが同じものかどうなのか、この辺は詰めていかなければいけない。というようなことがあるし、それは我々の方の問題ですけども、この意義を自治体の皆さんにもきちんとしてもらおうという意味では、費用対便益分析が前段階としてあるんだということ、それは一言書いておいてもよろしいのではないかと。したがって、コアはこれだけでも、前後のところも触れておいてよろし

いのではないかというのが趣旨です。

A委員 私もE委員と同じように思っていたんですが、透明性は誰に対する透明性なのかということで、その選定のときに、他のライバルの事業者等に対して透明なというのはもちろんでしょうけれども、国民、住民がそこは入ってくるのです。今の話は確かに公共事業一般の話にもなるのですが、ただ、民間事業者の提案したものを採択するかどうか。PFIとしてやるかということと、そもそもこういうものを事業としてやるかどうかというところで重なる部分が出てくると思うのですが、そこがPFI事業の場合は、やや別の要素があるので、その前段階まで全部ここで書き切るのは難しいと思うんですが、E委員がおっしゃったような意識は何か書き込む必要があるかなと。それに民間事業者の発案の場合は、そういうものが要るかどうかということを考える必要があるかと思いました。

それから、私は事業選定だけでなく、あるいは事業者選定だけでなく、全プロセスというのは、ずっと事業実施の最後までプロセスと理解していたのですが、そこでサービスの評価でありますとか、事業が進んでいった段階でどういうふうやっていくかということが、この中の留意点には入っていないことが気になります。そこは協定の中の話で、行政と民間事業者との間の協定で書き込んでいる限り、それですべて終わりという考え方もありましょうし。国あるいは地方公共団体が関わっている事業の中には、まさにPFIとして関わる事業も含まれるので、その結果の国民向けの公表、評価について書くべきであるという話がプロセスの中で入ってくるのかなと思うのです。つまり協定で書き切れないものがあるのではないかと思うのですが。

事務局 今のA委員の御指摘、あるいはE委員の御指摘等から、今のお話はサービスはどうかとか、その評価を国民に知らしめるというような点は、いわば公共事業全体の問題であると。もちろんPFI事業というものは、一つは、公共事業全体についての透明性を高めていくという効果が期待されるわけですが、一方におきまして、PFIだから普通の公共事業よりもっとこれを公表しろ、又、評価を公表しろと前から後ろまで何度も言いますと、PFIの負荷だけが高まってきて、どうしてもためらい勝ちになりかねないような問題もございます。そこはいわば公共事業全体の中の話とPFIというものの話、この期待される所と、一方の負荷がどうかという問題と両方相まった話じゃないかということだけは一つ念頭に置いていただきたいと思います。

A委員 ですから、本当は公共事業一般がもっと進んでいるべきだと思うのです。それが、PFIでやるからといって、軽んじてはいけないという、本当はそういう文脈で表れるべきなのが本来の姿だと思うんです。確かに前者の方が必ずしも十分でないから、PFIでやると、反ってきつくなってしまうのはおかしいというのはわかるんです。しかし通常は民間業者に任せると、それは任せっきりというような形になり易いというので批判を受けやすい。ですから、その部分が従来型の公共事業でも批判のあるところを、若干ここで先取的に改善できたらいいかなということをお願いしたままで、確かに反って難しくなるということであれば無理は言いません。

F委員 今、A委員がおっしゃった問題、これは協定のところにも関係しますので、例えば例を挙げて言いますと、ごみ処理、一般廃棄物処理の場合ですと、NO_x、SO_x、CO₂、ダイオキシン、数値を恐らくは住民に対して、この処理場の場合どれくらい出していますということを言う必要があるんです。ところが問題なのは、どれくらいのところまで住民に対して説明すればいいのか全然わからないと。自分の施設であれば、自分の施設のところの機器でもって測定をしてやっているわけですが、その部分は全部民間事業者の方に行っているわけなんです。そうするとA委員が御指摘になられた公共の民に対する責任の果たし方と、公共と民間事業者、PFI事業者との間の契約の規定の問題と、それからちょっとずれるんですけれども、銀行と民間事業者との間の関係とかに分かれてくるんです。出発点が公共サイドで、住民に対する説明義務を果たすために、どの程度のところまで果たしますかという基準を決めておかないとちょっと辛いかも分かりません。ダイオキシンの問題についてはある程度分かるんですけれども、いろんなケースが出てきたときに、少なくともこのプロセスのところではじめに決めてくださいよということはおっしゃっていただいた方がいいと思います。

D委員 公共事業の取り掛りの時点の話題というのは非常に重たいんだろうと思います。PFIでは書かれなないと思いますが、A委員のおっしゃったことに賛成でございます、要するに公共事業の一環ではありますから、それと事務当局が言うように、スタンダードがある意味で共通している必要もあろうかと思えます。ただ、現在の段階ではPFIはまだこれからでございますし、公共事業の見直しというのもこれから進んでいくんだろうと思いますが、一つその範囲で模範たり得るところまでいってもいいのかなということと、実務的に言いますと、先ほどのフローチャートでございますが、E委員がおっしゃいました、公共事業のいろんな公表の問題とPFIとの絡みで言いますと、PFIといえますのは、公共の中の一つではありますけれども、公共事業全体で考えてくれるわけではありませぬから、その入口の段階で具体的に言いますと、例えば民間発意の案があるときに、そのプロセスから示してあげるというのがよろしいのかと思えます。

G専門委員 一つ確認させていただきたいんですが、私の理解は、プロセス関係ということで最初から最後までやるということでもまず一つあって、その中で特にこれまでのヒアリングとか、議論の中で出てきた当面の最重要・優先課題として、ここに書いてございませぬバリュー・フォー・マネー関係及びリスク分担・協定等関係ということ、集中的にそこで取りまとめてガイドラインとして示すということだと思っているんです。それはどうということかと申しますと、実はこれ以外にも一つの塊として時間をかけてやらなきゃならない部分というのがあられるわけです。私の理解は、全体のプロセスの中で当然いくつかの問題点とかを、集中的にあるいは重点的にワーキンググループが作業をしなきゃならないというものが出てくるわけですから、それは順次時間を追ってやっていくという理解でいるんです。ですから、これで終わって全部終わりということじゃないということだけちょっと確認させていただきたいんです。

山内部会長 基本的には、今おっしゃった、例えば大きいフローチャートがあって、その事業の最初から終結まであって、特に重要なのはVFMをどう測るかとか、協定の問題、リスクの問題だというので、今二つ別にワーキンググループを作ってやっていて、それは最初にやるために重要だからということですね。プロセスの中でも募集に係るその他の問題とか、先ほど議論に出ましたけれども、事業者選定に係る問題、もう少し留意点ということでプロセスの中でそれは扱いますよとか、公表の問題もそういうことであるわけです。場合によっては、それがまた一つのモジュールとして何かワーキングで議論しなきゃならないということになるかもわかりませんね。だから、そういう理解でよろしいのではないかと思うんです。

G 専門委員 ちょっと気になるのは、プロセスの中でどこまで突っ込むのかというのがありますね。それが中途半端な形でプロセスで処理されるというのはちょっと困るなという感じがするのです。プロセスはあくまでもプロセスにおける留意点を示すということであって、そのプロセスのところでワーキンググループがそれをさらに突っ込んでいくような形というのは、突っ込んでいくものと突っ込んでいかないものは誰が判断するかみたいなことになっちゃうので、プロセスはあくまでもプロセスに徹する。すなわち、問題点を箇条書き的に抽出していくということじゃないかというふうに私は理解しているんです。

山内部会長 ただ、今何人かの委員の方が御指摘のように、例えば対住民、対国民に対する説明、透明性というものを議論しなきゃいけないということで、プロセスでやるとすれば、ある程度一定の基準が必要だという御意見も今あったわけですから、その点については、プロセスのガイドラインの中で一つのものを示さなければならない。あるいは、それでワーキングとしての結論を出して、この合同部会で議論をするのかも分かりませんが、そういった面も持つのだと私は理解します。

H 専門委員 今の先生のお話はよく分かりました。実はプロセスという英語にどうしても私は違和感を持ちます。これは手順とか、手続きという意味に解釈されやすいのですが、委員の先生方の御意見は大きくまとめると、山内部会長がおっしゃったように評価とか、判断の在り方、大きくつかんでそれをも課題として捉えて、必要であれば議論する、なおかつ必要であったら委員会に諮って御議論していただく、こういうことでよろしいですね。そういった意味においてはG 専門委員の言っていることも、私も個人的にはよく分かるんですが、あまり手順に拘泥しても意味がないような気もいたします。それとともに、ブレイクダウンすればするほど、先ほどA 委員がおっしゃられましたように、実は評価の問題は、間接的にはバリュー・フォー・マネーにかかってきますし、その留意事項の在り方は、協定等の留意事項とほとんど同じになってくる可能性がある。それを留意した上で、適宜グループ間で調整を図っていただくということならばバランスが取れるんじゃないかと判断いたしました。

I 専門委員 今のH 専門委員の御意見の補足的になりますが、プロセスという言葉というのは、非常に手続的な狭い意味というふうに私どもはイメージがあるわけです。ですか

ら、このプロセス関係をどういう形でイメージしておられるのか。本当に手続的なものの解説ということであると、それはそれで一つあるんですけども、先ほどE委員、A委員がおっしゃったことは、実際に何らかの形で触れなければいかんと思っているんですが、どうも今のプロジェクトとかを見ていると、一番大事なPFI事業が公共事業の中でどういう位置付けになるか。PFI事業がいろいろ行われていますけれども、その必然性とか、位置付けというのがどうもはっきりしない面が今まであるわけです。ですから、そういう点でいくと、E委員がおっしゃったように、コスト&ベネフィットで今までやったところを公表していくとか、それから、これが公共事業の中でどんな位置付けになっているかという話をどこかでこれをきちんとやらないといけない。非常に気になっているんです。アメリカのコンペ方式とかを見ますと、事業の位置付けというところだけで100ページぐらい書いてあるわけです。ですから、民間側もこの事業の位置付けが、住民もこれがなぜこういう形で行われるかというのは非常に分かり易いわけです。ですから、プロセスというと、恐らくPFIという形でぼこっと頭を出してきてから後の手続的な話というふうな形に思われますけれども、何らかの形でそういう公共事業の中での位置付けとか、それまでやったことをどういう形で公表していくのかという話をこの中で入れるとすれば、プロセスという狭い概念よりは、例えば事業推進上に関わる諸課題というふうな形で少し広げてもいいのかもしれないですね。

山内部長 諸委員の方々の御意見の中で、進め方だけでプロセスの問題は終わらないのではないかという御意見が強かった。恐らく、それをどこまでやるかという問題だと思うんです。かなり突っ込んでいくと、評価とか、あるいは何か基準をつくるみたいなところまでいってしまって、そこまで行くとちょっと荷が重いかなという、ちょっと意見修正をして恐縮ですけども、そういう気がいたします。

ただ、最初の議論の発端は、一つは国民とか、住民に対する透明性とか、あるいは言い方を変えれば、広報的な活動をどういうふうにするかとか、公表の問題とか、そういうことだと思うんですが、恐らくそれが公共事業の全体の中で、PFIはどうだということを説明付けるために必要だということになります。ただ、公共事業全体についての透明性を高めるために、ここでPFI事業については、これとこれをやるという言い方をするのはなかなか行政的には難しいんだろうなと思います。私、行政官ではないからあまりそこを気にしてもしょうがないんですけども、そういう気もします。恐らくどこまで言えるかという、PFIに特徴的なこと、例えば先ほどA委員が例に挙げられた民間発意の問題とか、あるいはF委員が例で挙げられましたように、民間事業者にごみの処理を任せるときに、その大気汚染問題についてとか、そういったPFI独特の問題として上がってくるようなところで、対住民、対国民に対する透明性を高めるというようなことが恐らく言えるのかなという気がしています。その辺の細かいところ、また御意見をいただいて、あるいはワーキンググループの方で議論していただくのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務当局 伺っていると、このプロセスというものが、何十人でもって二、三年かか

そんな大問題のような感じになんですが、推進上の諸課題という話ですと、これは基本方針の、そのまた外側を埋めたような話で、ちょっとそこまでとなると、これは大課題なのかなという印象を持っております。ある意味で3段階に分けられるかと思うんですが、一つは問題点の指摘でとどまる。そうすると、このグループからは最終成果物は出て来ないので、他のグループにすべて引き継がれる。そういう感じではなくて、ここで一応、概観のところでもってある程度言える、この辺はそれほどじゃないけれども、いろいろ誤解があったり、あるいは疑問があったり、関心が強かったりするから一応この程度、この段階で概観でもって言うておいた方がいいんじゃないかというようなことは入れておこうということだろうかと思うんです。

これが一段階目で、二段階目においてバリュー・フォー・マネーとか、リスクとか、協定とか、そういう大きな話が出ている。そこでもって徹底的に詰めていこうという話になると、概観の際に、それをやったのでは時間がかかってしまうわけですから、それは言ってみると、概観でできる範囲の話ということでもって整理されているんじゃないか。

最後の基本方針、さらにその外側と申しますか、そもそも公共事業そのものの位置付けであるとか、公共事業の中におけるPFIの位置付けとか、そこまでそもそも論という話でございますと、いわばワーキンググループを作って、概観的なものを作っていこうという話からいたしますとちょっと荷が重過ぎるというか、相当異質な話になってくるのではないのかなと考えております。

後、A委員の御指摘、またF委員の御指摘と関連の話ですが、住民とか一般の人々に対して説明し、明らかにし、ディスクローズしていくといったとき、第一義的には、これは公共がやるというふうに考えられるべき話だろうと思うんです。その場合、今、F委員からもお話がありましたけれども、事業を基本的に民間事業者にやらせているということですと、これは規制とか、規制緩和の話になってくるわけですが、公共が発表するからには、当該民間事業者からそれだけの情報を得ていないと当然発表できない。ということは、民間事業者に対してはこういう報告をせよ、あるいは、こういう照会をしたら回答しろ、あるいは必要によっては乗り込んでいって調べるぞと、こういう話になるわけですし、そこはPFIの精神からいえば、また現在の行政そのものの精神からいっても、これはちゃんと協定で書いて置かなければならない。

また一方で、私、規制とか、規制緩和というのには非常に長く携わっていますが、20年前はそうじゃなかったんですけども、10年ぐらい前から報告とか、検査とか、届け出とか、それであってもこれは規制だということで、報告を簡単にせよとか、非常に多いわけです。ですから、住民にどれだけ公共が知らしめていくかというのは、一方においては、民間事業者から言うと規制の問題になるというところで、そういう点からしますと、個々の協定のそれぞれの官民のバードンシェアリングの話と結び付けて考えないと、公共といったしましては、入手もできない情報を開示せよと求められるということで、非常に困った状況になるだろうということだけちょっとお願いを申し上げておきたいと思っております。

A委員 事務当局のおっしゃることはよくわかりまして、私も規制緩和と、それは公物法の方では言うておりますからよくわかります。そもそも法律家の方では、PFI法において若干不明確な部分があるとみんな言っていて、何かというと、これは民間の事業と考えるべきなのか、国、公共団体の事業と考えるべきなのか、そこを明確にしないまま法律ができていくというふうに、そういう指摘がされているんです。これがそもそも国あるいは公共団体の事業だというふうに考えますと、せっかくPFIでやるんだから、あまり始めの縛りはいろいろくっつけなくて、創意工夫を生かして、ノウハウを生かしてやってください、そこにPFIの意義があるということになるんですが、あくまで自分自身の事業ですから、国民、住民に対しては当然いろいろなところで責任を取るし、報告しなければいけないし、アカウントビリティを自分が果たさなければいけない。

そうすると、PFIも一種の規制緩和といえれば規制緩和なのですが、事業が始まってからサービスがどうだこうだというのは、やはり国、地方公共団体としては把握しなければいけないし、必要なものは当然協定に書き込む、報告は当然求めなければいけないし、あるいは非常にサービスの低下があれば、何がしかのことができるということも協定には書き込まなければいけない、というのはまあ常識的な話ではないかと思ひまして、報告させないというのはちょっと無理で、もちろん、それは協定で書くわけですが、協定で書かないことを求めてはいけません。その部分はまさに協定でどのぐらいのことを書き込む必要があるかという話になるのですが、イギリスも同様です。しかるべきサービス低下については、どういうペナルティがあり得るかということも協定の中で明確にしていく。協定の中で書き込んで、そこでクローズする世界を作るとというのがPFIですから、そういう意味では従来の規制緩和で言われている議論とちょっとずれるのかなというように気がしているのです。

それで、プロセスというのは今はやりの言葉で、手順とは思わなくて、プロセスという各時点での問題点なども含んで、これを必ずやっていかなければいけないというような項目を提示したりとか、そう理解したので、プロセスという言葉自身は問題ないと思うのです。そこで、確かにあまり書き過ぎるといのは問題ですが、ただ、この点には留意して進んでいかなければいけないよというポイントは指摘してあげなければいけない。そういう意味で、先ほどの国民、住民に対しても説明責任を果たすべきというような話がポイントとして要るんじゃないか。それをどういうふうな形で、どうやれとまで書くかどうかというのは、事業の性格、先ほどF委員のおっしゃったようなごみ処理事業のような事業と、あるいは全然そういうふうなものでない事業もございますので、事業の性格にもよると思いますが、一般に対して責任を持てるような形でというポイントは必要でしょう。

非常に情報の問題は難しいのです。情報公開法、これは国も施行になりますので、情報提供をしなくてもかかってくるわけです。国、公共団体自身の事業であれば、当然情報公開がきたら出さなければいけないですね。単にPFIでない形で普通に民間事業者がやっているものであれば、民間事業者は情報公開法の適用はないですから、民間事業者は別に

出さなくてよくて、出すかもしれませんが、それは自分で、より開示した方が広報活動になると思えば開示するかもしれないし、法的に拘束されたものではないですね。今度PFI事業はどちらがやるのか。民間業者に請求しても確かに出さなくていいわけです。そうすると、行政が協定において民間から入手したいろいろな資料があるから、それを行政が出していくという形にするのが一つの姿でしょうし、あるいは、協定でPFI事業者に対して、直に住民に対して、こういうものについては定期的に公表してくださいというふうに協定の中に書き込むとか、そういう可能性もないわけではないと思っておりますが、非常に難しいところです。今度情報公開法では、もちろん法人の競争上の不利益になるような情報というのは出せないことになっておりますから、そこら辺はもちろん法律上も当然でございます。

山内部会長 例えば、協定で民間事業者を縛るといったときに、規制という言葉に当たるかどうかという気もするんです。例えば事業法をもって何か特定の者じゃなくて、それに関わるものすべてについて網をかけるときは多分規制かもわからないけれども、協定でこうだというようなことを合意の上でやるのは規制の話じゃないのではないかという気もするんですけれども、いかがですか。

事務局 ここだけで整理してもらっても他の意見をもつ方々の納得が得られるかなんですけれども、御承知のとおり、毎年毎年各団体などから規制緩和の話が出てまいります。それが行政改革推進本部規制改革委員会とかそういうところへ行っている。私どもはそれに全部応えていかななくてはいけないわけですから、そういう意味の規制、いわゆる規制という意味でして、これは行政サイドから申しますれば、それが規制じゃないとここで言われても、あちらでもって規制だといって出てくれば、やはり応えていかなければならないという点は何ら変わりはないということは申し上げざるを得ない。

山内部会長 私自身も規制改革委員会の参与というのをやっておりますので関係がないこともないんですけれども、ここに仮にガイドラインのプロセス関係のところでは何か書く、書かないにかかわらず、各自治体が協定を事業者と取り交わす中で、そういうのが出てくるというのは必然的にあり得る話ですね。

F委員 感覚的に言えば、契約で決めれば何でもいいんですが、合理的な範囲を逸脱すると公序良俗違反になるのか、あるいは優越的地位の濫用ということになるのか、無効になるんでしょう。私、公共側のアドバイザーをやっているもので、反って非常に強く感じるんですけれども、民間の事業者の方が公共に対して照会を出される。嫌だなと思いつつも、それに対しておっしゃらなくて、その恨みつらみがこもっているような気がしてなるんです。自治省が去年の5月だったと思いますが、三セクの問題を整理なされるときに、なるだけ契約に落としてしまいたい。三セクの場合ですと、自治法上のいろんな規定があって、そこで情報が取れるようになるわけですが、それをもうちょっとリファインさせたような形にこれからする必要はあるんです。私の思うところでは、契約の方に落としたときに、合理的な範囲で十分情報公開に耐えられるというか、住民に対

する説明が果たせる。そのところが少しまだ練習が足りないのかなと、そういうふうに思います。

山内部会長 フレームの問題で、そういうのは協定上で入れるということは、恐らくフレームとしてはそうですね。

F委員 可能です。それを自治省は恐らく望んでおられると思うんです。

山内部会長 F委員がおっしゃっているのは、その線引きというか、そういうことですね。それはある程度学習をしないとわからないということもあるかもわからないですね。

F委員 ですから、先ほどA委員がおっしゃったような形で、住民説明に対して必要な限度があるから、それについては裏付けとなる規定を協定に入れなさいよと、そのようなことを少し触れておいた方がいいんじゃないかという気はいたします。

山内部会長 それをガイドラインで書くと規制の問題になりはしないかということですね。

事務当局 ガイドラインで書くと、そういう話が出てくると思います。

山内部会長 そうということですね。

C専門委員 ガイドラインで書くと規制という、行政側の考え方の方はあまりよくわかりませんが、民間サイドから申しますと、やはり協定という形で初めて何をするかが決まるわけですから、協定の中に何を盛り込んでいただくかということを中心にされるのが非常に重要なところで、非常に煩雑な手続が仮に協定に盛り込まれれば、それはお金という形でバリュー・フォー・マネーにも関係してきますけれども、表現されるわけで、こちら側としては何をやらなきゃいけないかということを中心に書いていただかないことには、書いていないのに後から出てくるというのが一番問題だろうなというふうに思います。

A委員 今までいろいろ行政に対する不満としてあるのは、必要以上に手間になるような情報を急に出せと言われてたり、そういうことが民間にとっては非常に困るわけです。ですから、むしろ協定で必要な限度のものを明確に特定しておく必要があると思います。それがまさに協定主義ですね。そういう議論であれば、規制緩和は世の中いろいろな使われ方をするのは確かかもしれませんが、それは日本で今まで、国、地方公共団体が協定、契約によって民間事業者と何か事をやるということがほとんどなかったから、慣れていないんです。契約主義を徹底していくと、その契約に書いていなければ、何も要求できないという世界になるし、契約締結時において、そこはせめぎあって、この程度ならそれほど大変ではないし、やはり国民に対しても必要だろうという納得をして、それを履行していただくというのが、まさに契約によるPFIだと思ふのです。そういう意味で書いた方がよろしいのではないかと。

山内部会長 内容的には協定の問題ともかなり関わってきているんですが、プロセスとして、恐らく先ほど事務当局がまとめていただいたような3つの段階、最初のところは手順、フローチャートを作るといふ、これはやるとして、その中の問題点を指摘するだけ

じゃなくて、それからもう少し、このガイドラインとして必要なことは入ってくるんだろうなというまとめ方と、2つ目は、その中の重要なものはバリュー・フォー・マネーと、あるいはリスク分担・協定等の形でワーキンググループを作って細かくやるという話です。3つ目の話は、その外側の話というところは、今の話は、どちらかというとならPF Iのプロセスの中の議論ですから、具体的な話は恐らくリスク分担・協定等関係の中で、もう少し議論をした方がいいのかなと、このように思っています。

今のようなお話を伺っていくと、やはりプロセスの中でも住民に対する透明性とか、ある意味で公表、あるいは、それをもうちょっと拡大すると、PF I事業って何だというようにところまで少し匂わせるような、そこら辺まで出てくるのかなと。それを含んだようなプロセス関係のガイドラインがあってしかるべきだというのが皆さんの御意見のようだと思います。

C 専門委員 今の御説明で十分分かったのですが、一つだけ、先ほどのG 専門委員のお話にもちょっと絡むと思うんですが、そこでバリュー・フォー・マネーとか、リスクのようにそれほど深掘りはしていないけれども、ある程度記述をされているということがいくつか出てきたときに、そこで書いたから、それでおしまいということではなくて、場合によっては、将来その部分をもう1回取り上げることもあり得るんだというのが多分G 専門委員の御質問の一部だったと思うのですが、私もそういうこともあり得るんじゃないかなということを確認しておきたいと思うんです。

山内部会長 私の意見では、さっきF 委員もおっしゃっていたけれども、経験も少ない中でガイドラインを書くわけですから、何らかのリバイスというのは必要となりますし、あるいは、こういうところはもうちょっと踏み込まなきゃいけないということも出てくる可能性があるわけです。その意味では、おっしゃったように、またリボルビングしていくようなものだと私は考えております。

J 専門委員 仕事上、スケジュールとでき上がりイメージを先に考えてしまうくせがあるんですが、英国のタスクフォースの参考資料で、ステップ・バイ・ステップというところですか、これも(1) から(14)までの項目があって、全部で20ページぐらい各項目についてコメントされている。これも実際99年の11月にリバイスされたというような、それ以前に97年かなんかに1回出ていたと思いますけれども、こういった形で最初出すのかなというのが私の認識でございます。

B 専門委員 チェンジ・メイ・ビー・リクワイアード、要はこういうふうになるなど。

J 専門委員 一つ目はエスタブリッシュ・ビジネス・ニーズということで、やはり公共的な位置付けをきちんとしましょうという、そういうフローになっていますので、多少違うところはあるでしょうけれども、そんなにはずれていないのかなという感じは持っております。

B 専門委員 それと、先ほどから出ている民間事業であるか、公共事業であるかということが法では不明確だということなんでしょうけれども、原則としては民間事業である。

先ほどA委員も言われたように、今まで公共事業というのは、どちらかというビジネスというよりは、ある一つの大きな目標に向かってみんなでやっというふうなところがあつたんでしょうけれども、これを何とかビジネスにしていこう、ビジネスとして捉えよう。ビジネスの原点というのは、いわゆるいろんな協定なり、あるいは約束事があつて、そのとおりやればお金をもらえるし、もしできなければいただきませんよということがきちんと、例えばコンピューター一つ買ってもちんちんと書いてある。それと同じようなことを、非常に大きな話なんですけれども、それを詰めていこうというのが、このPFIの一つの大きな視点じゃないかと思つたので、特に協定とかいうものを規制というふうには考えないで、一つごとのサービスを買う、あるいは売るときの一つの約束事であるというふうには捉えていけばいいんじゃないかという気がします。

G専門委員 今、お話があつたPFIは民間事業だというふうにおっしゃつたんですけども、それは私は全く違つていまして、PFIは公共事業だというふうには思つています。どうして民間事業なのか。もしここで誤解があるといけないので、PFIというのは、行政が行う公共事業を推進する際の事業手法の一つとして捉えられているわけで、その目的も公共サービスを提供するということであつて、その中において民間資金、民間経営ノウハウ、民間技術を活用するという、そういう範囲内での民間の活用の仕方であるわけですから、あくまでもこれは公共事業だという理解でいます。

山内部長 これはやはりA委員に伺うのが一番いいのではないかと思います。

A委員 私が先ほどちょっと問題提起してしまつたのがいけないのですが、多分B専門委員のおっしゃるのは、民間としてビジネスとしてやるという趣旨ではないかということだと思つたのです。純民間でないことは確かで、G専門委員がおっしゃるように、そういう意味では公共事業なんです、新しい形の公共と民間がうまく共同してパートナーシップでやるという意味で、新しい型の中間のような形になるのですが、ただ、私が先ほど申し上げましたのは、責任の取り方の問題であるとか、国民に対して情報の提供をどっちがやるのかとか、そういうことについては、理解が必ずしも一致していないのかなという感じがしたということです。そこら辺がまだ、PFIといつてもいろいろな種類がございますので、それは事業によるのかもしれないのですが、そういう意味で、そこはぼかして共同関係ということを出発しているのです。いわゆる公共事業でもなく、新しい形の公共事業というような感じではないかと思つたのです。

D委員 特に哲学論に触れようとは思いませんが、実務的に考えますと2点ございまして、先ほどのお話の中でチェンジ・メイ・ビー・リクワイアードですか、一つは、時間的にいろんな事態が変わつたりなんかして変わっていくであろう。新たなニーズが出てきて変わっていくだろうということもございしますが、もう一つ今までの議論で、皆さん具体的なイメージがないものですから若干混乱があるのかなと思つたのですけれども、例えば事業としまして、先ほどF委員がおっしゃつたようなごみ焼却、これは当然排気ガスの成分だとか、そういうものが公的に発表されなければならないということがあろうかと思つた

けれども、一方、例えばLRTがございますね。LRTの場合は、要するに民間の事業者が実際にやっているわけですね。そういう中で必ずしも地方公共団体がやるべき事業ではないけれども、状況によっては公共事業としてやっていく。そうしますと公的に求められる水準というのが、じゃ、どちらがやったら違うのかということと同じでございますね。そうすると事業の内容によっては、要するに違ってくるものが出てくるわけですね。そういうものは行政側できちんと指摘してやらなければならないということだろうと思いますので、まさに一言で言えば、事業によって違うということでございますけれども、公共性の、まあ、こういう言い方がいいかどうかわかりませんが、高いものから、比較的薄いものまで、やっぱりかなり幅がありますので、それを一律に決めていくということはやるべきではないし、また難しいことだろうなと思いますので。

それと、その中でどういうふうにか考えるのかということが第2点なのでございますが、例えばごみ焼却を行政サイドで全く一から百までやるという場合と、民間事業者がやるという場合に、公的に求められるものが異なっても困るわけです。これは規制を何と考えるかということになってくるかもしれませんが、それは当然協定の中で盛られなければいけませんけれども、そういうふうにか考えてきますと、例えばLRTとごみ焼却というのを対比した場合に、いずれにしても、全て協定に盛られるべきなんですけれども、その中身は当然に変わってくる。つまり公共サイドで義務付けられるものが、民間に行ったら義務付けられないということではないんだというふうにか考えて、そこら辺は要するに公共的な性格を持つPFI事業であるということの共通の性格ではないかと思ます。

山内部会長 個人的なことを言うと、公共事業か、民間の事業かという、公共の事業だというふうにか確定してしまえば、やることもっとすごく楽ですね。公物の話とって、みんなそれで解決しちゃうわけです。そこところが非常に広い範囲の中で曖昧だからいろんな問題が起きていると、こういうことだと思うんです。おっしゃるように、恐らく事業によってその性格が違うし、法解釈が違う場合もあるんじゃないかというふうにか思ます。

G専門委員 自治省の通達が3月29日付で出ていますけれども、私、今ちょっと手元になくて、記憶に間違いはないと思うんですけれども、PFI事業者という言葉が使われていると思うんです。そこで載っていたかどうかは別にしまして、言葉の問題で、民間事業者というかと全く一般の民間事業を民間企業という、我々のテーマになっていないところの民間事業とか、民間企業というのと、ちょっと話しているうちにごちゃごちゃになってしまう可能性があるんで、我々が今話しているのは、あくまでもPFI事業者というカテゴリーでの話だということだと思うんです。

事務当局 私の理解といたしましては、公共事業という言葉の定義はありますけれども、それとの関連において、その反対としても民間事業という定義はないわけですので、公共事業なのか、民間事業なのかという話というのは、これは何もPFIに限らず、通常工事だって、公共が直営で最後までやっているなんていう事業はないわけですから、それぞれ

の段階における、それぞれの性格に応じての問題ということだろうと思います。

A委員 私が申し上げましたのは、国、地方公共団体の事業であるか、PFIをやる民間事業者の事業と見るのか、そこら辺がはっきりしないという意味です。おっしゃるように公共事業は、認可を受けたり、免許を受けて、純民間業者もやっている位ですから、そういう意味で確かに公共事業なんですね。PFIが公共事業だとしても、ただ、捉え方、契約をしている主体なのですが、一方当事者に国、地方公共団体がありますが、事業をやっているのはPFI業者なんですね。そこら辺で捉え方が、どちらが表に出るのかとか、そういう話があるかなと思います。

山内部会長 講学上の議論になりましたので、プロセス関係の問題に戻りたいと思うんですが、プロセス関係のことについていろいろ御意見をいただきましたが、他に御意見はございますでしょうか。

いろんなところが関係してきますので、バリュー・フォー・マネーの方に進めさせていただきますが、ここにありますように、バリュー・フォー・マネーは特定事業そのものを選定するときにバリュー・フォー・マネーというのは計算するんだ。その具体的方法をいろいろ考えていく。

それからもう一つの大きなポイントは、今の我々が出した基本方針の枠組み、あるいは法律の枠組みもそうですけれども、ある特定の事業をPFIとして選定するのにバリュー・フォー・マネーを計算するということになっているわけですが、その他にも、実際に事業者が選定された場合にどれだけバリュー・フォー・マネーが出ているのかとか、あるいはイギリスの場合ですと、後追的にどれだけ実際に出ているのかという計算もしたりもするわけですが、そういったところも含んで、ここにいくつか留意点、意見等を挙げてありますので、関連してこれを議論していただければというふうに思います。いかがでございましょうか。

G専門委員 まず1点目が具体的算定方法とありまして、算定ということでここは出ていますので、こういうことになると思うんですが、一つだけ。実際に具体的に進んでいる案件の中でもそういう問題が出ているんですけれども、基本方針の特定事業の選定及び公表の中の3番に、公共サービスの水準の評価はできる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち、定量化が困難なものを評価する場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行うことというのがあるんですね。ですから、この部分がどこかで漏れないようになっているのかなというのが一つです。それを指摘したいということです。

それから、その他の段階のVFMの算定はどの程度必要かということなんですけれども、いろいろ項目がございますね。この項目を、今ここでこれが必要ないとか、必要あるとか、そういう議論をここですということなんですか。

山内部会長 具体的にはワーキンググループでまたやっていただくんですが、今日は合同部会ですので、皆さんの全体としての御意見を伺った方がいいと思いますので、ここに

ついてお考えをいただければというふうに思います。

G 専門委員 事業者選定段階のVFMによっては、特定事業選定を考え直すことなのか、ならないのかというのは、これは実際にイギリスで例があって、要するにここで言うところの特定事業の選定を取り消したというケースがあるわけです。それは出てきたプライスが当初予定したPFIプロポーザルの数値よりかはるかに高く、結果的にはPSCを超えていたということでやめたというケースがありますので、これは妥当かなとは思っています。

山内部会長 一方でヒアリングで、それをやられると困るという事業者の方もいらっしゃったということですね。

事務当局 1点、今のバリュー・フォー・マネーに対応するような表現というのは、基本方針の2の「民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」というところの中では表現は出て来ない。と申しますのは、この段階においては、一応事業が選定されていて、原則競争入札、例外随契。競争の中でもって、競争し合っている民間の事業者相互間の条件によって、いわば一つのものが選ばれるということでございますから、その評価を考えれば、まず選べるのであって、また改めてバリュー・フォー・マネーがどうだといって戻っていかなくても事業者は選ばれる。上限いくらというところの設定の仕方によっては、今、G委員が御指摘のような点はある程度カバーされるというような話もあるわけでございますので、いわば、バリュー・フォー・マネーをもう一回イギリス式に計算し直して出し直させて、それでもってだめだったら元へ戻りますよという話というのは、基本方針の上では必ずしも要求はされていない。おやりになるかどうかというのは別の話です。基本方針には最低限のことを書いているわけです。

H 専門委員 確かにバリュー・フォー・マネーというのは基本方針には明確に書いていないのですが、これを税金の効用とか有用価値と考えれば、「公的財政負担の縮減」という言葉がございますから、概念的には含まれると判断できます。もちろん正確に同じ考えではありません。論理的には違いますから非常に類似概念じゃないかと思えますし、お考えそのものは基本方針にもあるのではないかと判断してます。ですけれども、先ほどG委員のコメントのように、やはり基本方針に戻って漏れのないような御議論を願いたい。こういう形でやりますと、バリュー・フォー・マネーとは何かとか、その位置付けに係わる課題、考え方の整理等基本方針を正確に読み取り議論の内容を検討しないとどうしても抜け落ちがおきてしまう。例えば基本方針の中の一の3の(2)に「適切な調整を行って」と書いてある。これがまさにリスク調整なのか、適切な調整というのは税財政上の支援等の取扱いだけなのかとかいう問題が起こってくるんじゃないかと思えますので、恐らくかかる詳細の定義とあり方はワーキンググループでいくんでしょう。ですけれども、もう少し整理の仕方をワーキンググループでしっかりやらないと、どうしても基本方針の中で見落としてしまうということから、基本方針に書いてある中身を正確に読み込んで抜けのないような整理の仕方が必要ではないかと思えます。

その他の段階のVFM算定については、特定事業の評価にしか財政縮減効果というのはないわけですが、やはり御議論の中では、これはある程度援用する形で他の段階においても考えざるを得ないかと、こういうお話だと了解いたしました。

山内部会長 ここでの論点の整理というのは、必ずしも基本方針を全部読み直して、それで論点を抜き出したというよりも、いろんな出てきた意見と考えられることを挙げたということですから、御指摘のようなことで、基本方針に戻って抜けないようにというのは非常に重要な御指摘かと思えます。その他如何でしょうか。

C 専門委員 いくつか書いてある項目にプラスいくつかの項目が多分出てくるんだと思うので、そのこと自体がVFMの算定のベースということで詰めていく必要は十分あると思うんですが、ちょっと気になりますのは、特定事業選定段階のVFMとしてこれが挙がっていて、それ以降については、どちらかというときざっくりとしたもので記述されているということで、選定の段階でここまで詳細に渡って精緻なものが本当にできるのかなと、あるいは、しなければいけないのかというのは、多分実際にやられている方にとってみれば、かなり大変な作業になってしまうのかなという気もしますので、最終的な答えとしてのVFMというのは、実際のプロポーザルが出てきた段階でもって最終的な答えは出るわけで、それまでにそれを比較するためのベース、PSCになるのかもしませんが、ベースというのがきちんとできていくというような、ある程度段階を追わないと特定事業として選定する段階というのは、まだ非常にプレマチュアな状態で、ある程度これはいくはずだというようなことで決定をするケースが多いのではないかという気がしますので、その辺はちょっと気にはなります。

山内部会長 今の御議論はどうですか。実際のやられている立場の方から御意見を伺うのが参考になるかと思えます。

関係機関出席者 先週の議論でもいろいろ出たところですが、確かに制度上は特定事業の選定のときにバリュウ・フォー・マネーの検証をする。これは数値に表して、現在価値に換算して出さないということですから、これは計算をきちんとした上でなければ、出て来ないわけです。我々はそれをどの様にしてやるかということで、この間も議論になったような下落率などを設定しながら出している。ですから、これがどれだけ精度の高いものかと、こういう追求を受けたときには、我々もある程度の希望的な数値も入っていますよと言わざるを得ないということにはなってくるわけです。

現実に我々はVFMの検証を2度やりまして、4年生大学の場合は実際の入札を基に金額が入ったものでもう一度バリュウ・フォー・マネーの検証をしています。入れてもらうときの条件というのは特定事業の選定時とは違います。その時は12月8日という時点の基準金利を基に入れてくださいということですから、実際またバリュウ・フォー・マネーをやるときには、我々がPSCを計算したのと同じ条件、最初にやったものと同じ条件にもう一度引き直して、バリュウ・フォー・マネーの検証をもう一回やったという形をとっています。

その結果は、最初よりも相当のバリューが出たということですから、これは十分にPFI事業として結果が出たと考えています。どちらかということ、最初の特選事業の選定のところでは、あくまでも仮定値で進めることになりますので、あまり力を注ぎたくはないというのが感想です。それがもっと簡単で、皆さんが比較的どなたも納得いただけるような手法というようなことでガイドライン的なものが出てくれば別ですけども、なかなか難しいところがあるというのがやってみた実感です。

G 専門委員 バリュー・フォー・マネーのワーキンググループの構成がどういうふうになるのか。私、ちょっとわからないんですけども、特にリスクの定量化のところでは、やはりガイドラインとして示すということですから、より多くの人々が理解し、納得できるというものが作られると思うわけですけども、その際に、内容によっては関係される中央省庁の方から御協力を得るといったようなことが多分出てくるケースもあると思うんです。

一つの例で申し上げますと、何回かこの会議でも申し上げていますが、イギリスでいうところのコストオーバーランというものがあるんですけども、このコストオーバーランリスクというのがリスクの数値化のところで大変大きなシェアを占めているように、サブスタンス的な部分なわけですけども、日本の場合、コストオーバーランという言葉は恐らく日本にはなくて、いろいろお話を伺っていくと、例えば設計変更と当初の予算と最終的にでき上がったときの、それに関していくら予算を使ったのかという最初の予算の数字と、結果的に設計変更を含めたでき上がりに使った費用、その比較が多分イギリスにおけるコストオーバーランに近いものではないかなというふうに思うわけです。もしそれがそうだとしたら、多分そういうようなことについては、関係省庁にそういう数字に関していろいろ資料をいただくとか、あるいは御意見をいただくということになると思うんですが、これは一例なんですけれども、私の質問は、ワーキンググループと中央省庁との関係はどういうふうな形になるのかということをお尋ねしたいと思います。

山内部長 後でお話ししようと思っているんですが、ワーキンググループといっても、別にここから誰か別の人を選んできてポツと作るというわけではなくて、委員、専門委員、それから自治体の方、省庁の方で構成をするようになると思うんです。その意味では、各省の方に御参加をいただくということもあり得るかと思います。ただ、今おっしゃったようなデータをどこまでどういう形で、実際あるのかどうかという問題もありますし、今の具体的なことについては私は答えられませんが、構成についてはそういうふうに考えています。

B 専門委員 バリュー・フォー・マネー、いつもお話ししていますように、先ほどから話が出ていますように、いわゆる選定事業にするかしないかというときから実施方針を作って、それをベースに書類を作り、また交渉の過程の中で、当初立てた条件と違うものが新たに出てきたりした場合に、それを認めるとまたPSCが変わりますし、当然それに対するPFIの事業費も変わってくるということで、ある意味ではその時々議論の深さによって変わってくるものだというふうに思うんです。ただ、一番大事なものはやはり民間と

しては、公募書類あるいは実施方針の段階で、公共側がこれをPFIでやるとバリュー・フォー・マネーが出るという条件とありますが、極端に言いますと、例えばサービス料としてトータルとして現在価値でいくら、これが上限ですよというものがもし出ておれば、それは非常に大きな我々にとって一つのリストになりますから、応募するときいろいろ計算しても、とてもじゃないけれども、我々は満たせないというのであれば、端からその事業に参画しなければいいわけです。もしそれが曖昧なままスタートをして、何千万円というお金をかけて最後に残ったわけですけれども、最終的にいろいろ議論して、あれも抜けた、これも抜けたという過程の中で、それらが反映されなくて、結果としてバリュー・フォー・マネーにならないから、この事業については公共でやりますというふうなケースが一番困るのではないかという意見ではないかと思えます。その辺をぜひ議論の中で、じゃ、どうすればいいかということは今もわかりませんが、非常に大きな問題としてそれがあるということです。

それから先ほどG専門委員に怒られたんですけども、私自身も別にPFIが民間が勝手にやるものだと思っていないし、趣旨そのものはまさに公共事業であります。ただ、ビジネスの新しい仕組みの中にそれを取り入れていくということでは、民間に裁量とありますが、一旦やると決めれば、民間がいろんな自らの経営能力を生かしてやっていくものであるということ。その前提としては、協定なりいろんな契約があって、それによって支配をされるという意味で、まさに民間の主体であるという意味なんです。そういう意味からいきますと今度は逆に、具体的算定方法の中にあります税の問題について、取りあえずは、いわゆる既存法等々をベースになんてしょうが、これは非常に大きな問題で、しかも税金というのは国に入るものと都道府県に入るものと市町村に入るものがあるって、どれだけどこに入るのか、誰がやるかによって、いわゆるお金の流れが物すごく変わってくるということがあります。これは将来の問題にはなるのかもしれないですけども、多分避けては通れない問題になってくると思いますので、少なくとも議論だけはぜひワーキンググループでお願いをしたいということが2点目です。

山内部長 前半におっしゃった事業選定段階でバリュー・フォー・マネーをやるのか、あるいは先ほど事務当局からもありましたように、別の基準でもそれが代替できる可能性もあるのではないかという御意見もある。一方では、そのところは、はっきりバリュー・フォー・マネーを再度測り直した方がいいという御意見もあったわけで、その辺は具体的にはワーキンググループの方で議論させていただこうかと思えます。

I 専門委員 PSCの算定のところで、B専門委員がおっしゃった後半の問題ですが、どうしてもここで何らかの形の議論をしておく必要があるわけですし、最初からバリュー・フォー・マネーの算定というところから始まっていますけれども、何かもやもやしているのがこの基本方針にもありますが、特定事業の選定のところで、民間事業者に委ねることによって公的財政負担の縮減を期待することができることというのが一つの基準になっているわけですが、これが補助金の前か後かというのがどうもいま一つ何となくもやも

やしてまして、今まで自治体の方々からの話をヒアリングで中心にしてきましたので、これはやむを得ない面はあるかもしれませんが、例えばこれから国のPFI、我々のターゲットは国ですが、国のPFIをやったときに、補助金の前段階でやはり財政縮減が図られるものという形を考えるのか。今の補助金は所与とするものか。それから今B専門委員がおっしゃったように税金が国に入っていく、民間事業者の税金が入っていく、その辺をどういう形でカウントするのか。当初、私が申しあげましたイコールフットィングの問題ですけれども、これについては、何らかの形の線を出さざるを得ないのではないかと考えております。

山内部会長 恐らくバリュー・フォー・マネーについて、具体的な算定方法は大枠では、事業選定の段階と事業者が選定される段階とそんなに変わらない。ですから、基本的なことはしっかり押さえるというのがまず第一で、それからさっき申しあげましたように、事業者選定云々とか、あるいはその後で最終的なバリュー・フォー・マネーをどう確認するかというのは少しまた議論させていただこうというふうに思います。どうですか。

E委員 一言だけですが、先ほど公共事業か、民間事業かというのがあったんですが、これは公共側から見れば公共事業で、ビジネスでやる方から見ればビジネスだということだけだと思うのです。事後評価を今度やる、若しくは実施の計画というのが出ていますね。そうするとそのときに、最初の段階のときにバリュー・フォー・マネーだとは言っても、事後評価のときの値とあまり違ってしまうと、いくら何でもどうかと思われそうです。だから、いくら事前の粗いところなんだとはいっても、その辺のことも考えておく必要があるのではないかと思うのです。

山内部会長 バリュー・フォー・マネー関係のところを御議論いただいて、また後でも御議論いただいてよろしいかと思うのですが、ちょうど区切りですので、少し休憩を取らせていただきます。

(休 憩)

山内部会長 それでは、議論を再開させていただこうと思います。

先ほど一応VFMのことについて御意見をいただきましたが、何か追加でこれについて御意見がありましたら。如何でしょうか。

それでは、また意見があった場合には振り返って議論するというので、リスク分担と協定等関係について御意見をいただければと思います。

A委員 報告については、協定の中で明確にするのでよいと思うんです。一つ残るのがプロセスにいくかなというのが1点だけ。行政とPFI業者の間は協定で決めることですが、国、地方公共団体やPFI業者が国民、住民に向けて何かするという話は協定の中には恐らく入って来ないので、要するに説明責任を果たす部分ですね。この点がプロセスのところでも明確にされるといいのではないかというような感じがしたので、他の部分はむしろ協定等できちんと書いた方がよいということになると思います。

リスクのところも、先ほど私が国、地方公共団体の事業か、民間の事業かとか申しあげ

たのは、法律的にはここではっきりさせておかないと、損害賠償の問題で国家賠償法第2条の公の営造物に当たるのか、あるいは地方自治法上の公の施設に当たるのかとか、そういうやっかいな問題が、まさにそこにすべて集約されてしまうものですから困ったなと思って申し上げたので、公共事業であることはいいんですが、国家賠償法第2条では対外的な被害者が誰を訴えるかという話になります。行政とPFI業者との間での責任分担はリスク分担のところで決めておけばよろしいわけです。これは後でいずれにしても求償できますから。公の営造物の概念とか、対外的に被害者に対して誰が矢面に立つかという話は確かにあるのですが、ただ、ここで詰めるべきものは、内部でどういうふうな処理をすべきかということによいから、それは直接的にはここでは考えなくていいかもしれません。ただ、頭の中にはいつもある話ではあります。

山内部会長 このガイドラインを書くときには、今おっしゃったように、どこか頭の中でそれがないと、全体の整合性がという問題が出てくると。

A委員 そうですが、公の営造物に当たるか当たらないか、ここでは決まらないと思うのです。裁判のときに、被害者がどういう形で誰を被告にして訴えてくるかということにもよるものですから、内部的に日常的なものについては大体PFI業者が負うのでしょうし、もう少し大規模なものになると、今度は国、地方公共団体という話になるのかもしれないし、そういう責任分担が内部的に明確になっていけば、取りあえずは、それ以上は考えなくてよいと思います。

山内部会長 各委員にワーキンググループに入ってくださいということになります。またその段階でよろしくお願ひしたいと思います。

恐らくこういうリスクとか、協定とかいう問題は、具体的なことを念頭に置いて議論しないとなかなかできないということだと思ふんです。その意味では、ワーキングの方でその辺は詳細を詰めていただくというのがより効率的な方向なのかなという感じもいたします。

関係機関出席者 さっき廃棄物の処理の話が出ていたと思ふんですけれども、私どもの実際の経験からしますと、これをPFIでやろうと何しようと、清掃といいますが、市町村が固有の事務をやる場合、PFIでやったから、それは民間に任せただけということではなくて、最終的には行政の責任になってしまうんです。さっきのダイオキシンの問題から何から含めて、リスク分担はすべて100%行政体が負うということになってしまいますので、そうしますと実態的に言いますと、初めからPFIに廃棄物の処理というのはなじまないのではないかと。そういうことがありますので、一般的に我々自治体が考えているのは、住民にサービスを与えて住民が喜ばれるものと嫌われるものと、私どもは火葬場を課題として抱えているのですけれども、そこに立地をさせるということ自体がやはり住民側の合意を得るのは大変なんです。

だとすれば、事例として廃棄物なんて挙がっていますけれども、実際やる場合には住民対策からすべて民間側が行うと言ったら、まずおやりになるところはないと思います。で

すから、そういう点から実態的に対象の事柄は、むしろ自由に任せていただいた方が、こういうところはサービスの度合いがいろいろありますから、民間事業者と一緒にやらせていただくようなことの方が、実際問題としますと私ども自治体としてはやり易いです。だから、公共事業と他の民間の事業をくっつけてやるということで、私どもが今回やっているのは、市の土地に市の建物を建てただけでしたら、これは何も生み出さないわけです。ところが、余っている容積の分を民間の方々に使っていただいて、そこから土地の固定資産税はだめですけども、建物の固定資産税をいただければ、それは住民に還元できるわけですから、そういうことで民間事業者とのパートナーシップをやりながら、PFI事業をやるという方がむしろ効果的だと思っております。

もう1点は、PFI法の問題に絡んでしまうんですけども、我々が実際やりたいのは、人口急増都市で私ども学校を一杯建ててきているわけです。小、中学校ですね。そうしますと子どもが少なくなると、近くにある二つの学校を一つに統合するというような問題も出てくるんです。そうしますと、それを民間の方々とパートナーシップをとることによって、例えば福祉施設をそこに造る。高齢者の施設を公共で造る。まだ土地が一杯あるので、例えばマンションを造ってもらおうというようなことでメリットを見い出していかないと、そういうことでPFIをやりますよといった方が、むしろ住民側には分かり易い話なのかということがあります。ですから、ガイドラインはできるだけ基本的な事柄だけ書いておいていただければ、後は工夫でいけるというような感じを持っております。

山内部会長 自治体がやられる場合は、基本方針は基本的には国向けのものだから、あまり関係はないと言えないわけですが、それにいろいろ拘束されるというのは事実だと思います。いろんな事業があって、それぞれについて細かいところを決めるということはまず不可能で、その意味では最大公約数をとっていくということになるかと思うんですけども、ただ、ごみ処理については、他ではいろいろ案件があったりしますので、一つは念頭において議論すべき問題ではないかというふうに思います。

事務当局 リスクと協定等のところにつきましては、前回確かF委員から、協定の方については、9月の末頃になってくるとあちこちの協定等も出てくるだろうから、場合によっては、協定等は少し後になることがあってもいいのではないかなというようなお話がありましたけれども、そういうことでいきますと、リスク分担についての概括的なガイドラインが協定等についての概括的なガイドラインより前に出てくることあり得るという理解でいてよろしいのでしょうか。

F委員 私がお答えするのかどうかよく分からないのですが、私の感覚からするならば、先ほども少しお話を伺っておったんですけども、リスクについてのどのように考えましょうか。目下のところ、リスクの分担についてはいろいろ考え方があるんですけども、民法のリスク分担の原則だとどうで、経済的に見るとどうだと、いろんな考え方があるかと思えます。そこらの考え方を一回整理するだけで、そこそこ時間が必要ですので、それはそれでやってみてはどうかと思えます。

仮にできるとすると、協定等の中身の問題の他に、SPCを立てて事業を行いますと、事業の在り方については、当初の段階で優先交渉者が決まった段階で、少なくともこういうことは決めておこうということはあるかと思いますが。

協定書の中身に入ってきますと、前例を多少見た方が分かり易いのではないかと思いますので、概括的な形でリスクを捉えるのと、協定書の中身の部分と時期的にずれるのではないかと、そういうふうを考えました。

H専門委員 F委員のおっしゃるとおり中身は広いですね。我々実務家から見ますと、リスク分担というのは、まさに協定そのものなんです。リスクを分担するということは必ずしも協定と分離しているわけではなくて、リスク分担の在り方を契約に落とし込む、契約の条文はF委員の得意分野でございますが、実は協定の内実のどこまで踏み込んで入るかという問題があります。やはりF委員のおっしゃったように、概念の整理と物事の考え方、アプローチの仕方、国として何を考えるべきかはまとめるべきでしょう。これを先行せしめながら、やはりリスク分担の本質はプロセスの中で考えていかなければ意味がない。実現から契約に至るまで、あるいは契約の遂行、契約の在り方、終結の在り方、この中で官民というところに焦点を絞っても、ありとあらゆるところにリスク分担が出てくるというのが実態ではないかと思いますが。ただ、個別の契約の条文を約款としてとりきめてもあまり意味はなく、あくまでも概念的なものや考え方、選択肢の提供にとどめるべきでしょう。ですけれども、内容次第によっては、やはりデフォルトの在り方とか、修復の在り方、これは極めて根本的なリスク分担になりますので、ある程度は基本的な考え方を押さえざるを得ない。考え方において、そういった意味では若干協定にも入ってしまう。そういう理解でよろしいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

関係機関出席者 リスク分担は実際に事業をやるときにどういう場面で出てくるかという、実施方針をまず作るときに、現実的にどのようなリスク分担をしますよと、これはある程度概括的なものになってしまいますから、星取表的なものになるわけですが、その星取表では分からないよという部分が確かにあるのだらうと思います。実際に事業者の皆さんは入札してくるわけですから、リスクが明確になっていないとお金のはじきようも違ってしまふよと、こういうお話になるのだらうと思います。そのために、可能な限り募集段階で条件規定書みたいなものを作ることになるのだらうと思うんです。そうしますと、星取表よりはもう少しブレイクダウンしたといいますが、細かな部分に入り込む。最後のところで実際契約書を作るときに、そこに書かれていたものについて契約書の条項の中ではどのように表現していくか、そういうような段取りになっていくのかなと思うんです。ですから、ある程度ガイドラインでは、前提として通常予想されるリスク分担としては、こういうふうに公共と民間とはPFIにおいては分担すべきであらうという、そういうような概括的なものを出していただくのかなと。最終のところは弁護士同士の交渉ですから、その中でどちらが有利に運んでいくかと。こういうようなことになるのかなと、そんなふうには感じています。

F委員 そんなに意味のあるおもしろい材料はないのですけれども、公共工事の標準約款の中で、10%以下が民間が持って、それ以上を公共が持つのでしたか。

関係機関出席者 100分の1です。

F委員 不可抗力のときに契約金額の100分の1以下だったか、未満だったかを民間事業者が持って、それを超えた部分は公共が持つと。ところが、ある契約でどうしたらいいのかといういろんな問題があるわけです。危険負担、リスク分担のところでは必要があると思うのは、コストの問題と契約法理でいう請負のときの危険負担の問題というんな考え方がある、なぜ100分の1とすることに合理性があるか。なぜベタッと公共が負う、なぜベタッと民間が負わない、そこを整理する必要があるはずなんです。公共のタイプでやっていると公共が全部持たされると、これが不可抗力によって起こるものかどうかということを一いち細かい金額で全部確認していくというのはきっとたまらないと思うんです。そういう物すごく積み上げられた知恵があるはずで、そここのところを書いておかないと、星取表では実は出てこない問題が一杯あるんです。できれば私の希望としては、星取表の前にいろいろ基本的な考え方がある、それで脚注かなんかで、こういうふうな問題がありますよということまでいくと、公共の方から見れば、相当選択肢の幅のあるものができるのではないかという気はいたします。

G専門委員 前回のときもちょっと申し上げたんですけれども、リスク分担・協定という、この組み合わせはこれで一応よろしいんですけれども、先ほどのバリュー・フォー・マネーの方、これは多分言わずもがなということなんだと思うんですが、これもリスク分担、バリュー・フォー・マネーと、そういう形でバリュー・フォー・マネーができてきますので、バリュー・フォー・マネーのワーキンググループも、ある意味ではそのスタートラインが今お話があった星取表の話になるんです。バリュー・フォー・マネーの計算をするときに、よく星取表で片一方に行政に が付いていて、民間側に が付いているというのがあるわけです。これは一体何だという話になるわけですけれども、もうちょっと真面目にやっていると、多分質問票があって答えとなってくると、当然民間側にとれない、すなわち事業者が取れないリスクであっても、保険会社が取れるリスクというのがあるわけです。これは保険料で数字として出てきますから、そうすると、この保険料は一体何かというと、これはパブリック・セクター・コンパレーター側のコストアップの要因になりますと、こういう作業が出てくるわけです。ですから、私が申し上げたいことは、バリュー・フォー・マネーの言葉の前には、リスク分担案というのが入っていて、ある意味では同じような作業もそこで行われるということではないかと思うわけです。

山内部会長 御指摘の点は、問題を整理していくときにも議論がありまして、その辺も連携と申しますか、それはどうしようというのは後で考えさせていただきますが、御指摘のとおりだと思います。

D委員 このリスクについては、先ほどのプロセスという言葉とリスクという言葉というのは非常に曖昧でございまして、百人百様とは言いませんが、いろんな考え方がちよっ

とかみ合わないで来ちゃったのかなという感じを持っております。私どもも仕事柄リスクを把握して、それを契約上きちんと盛っておくというのは非常に重要なファクターでございます。その点で言いますと、今までの議論、あるいは、こう言うちょっと失礼かもしれませんが、今までの地方公共団体が実際に実施方針等、あるいは、これから協定と星取表みたいなものでやっておられますけれども、私どもからみますと、一言で言えば非常に不十分であるんじゃないか。なぜそうなのかと申しますと、いきなりリスク分担、あるいは保険にしてもリスク移転、いきなりそこに来ちゃうんですね。だけれども、そもそもそこを考えると、以前にもH専門委員もおっしゃっていますけれども、そもそもリスクとは何かという定義をきちんとしておかないと、議論のスタートは実は混乱してしまうんですね。今回リスクをそれぞれのワーキンググループで議論すると思いますが、まずリスクは何かというところの考え方から、そもそも論で非常に恐縮ですけれども、今後重要なことですので、議論していただきたい。

それともう一つ、公共事業かどうかとか、あるいはバリュー・フォー・マネー、P S Cの話が出てきましたけれども、そこに関連してまして、そもそも行政側が、地方公共団体なりがすべて事業を行うという前提で実は表を書いてみます。例えばP S Cの項目でもいいです。ざっと書いていった場合に、実はP F Iとは何かというと、実際には設計の段階から事業の活動の終了まで、その部分を要するに民間事業者側に移転するわけです。実はリスクの移転というのは、今までの議論でリスクの移転だけを議論されていますけれども、我々の場合はリスクが移転すれば必ず後ろにといいますか、実は逆なんです、オペレーションがあったら、それに伴ってリスクが移転するんです。だから、リスクというのはコストを伴ったりしますけれども、コストだけが移転するということは絶対ないんです。つまりオペレーションによってベネフィットなりが移転して、その背景にリスクがくっついていく。したがって、さっきのP S Cの表を想定していただきますと、それぞれの個々のオペレーション、あるいはユニットがありますね。それが民間に移ったときに、その裏側にあるリスクが同時に移っていくんだと。こういうふうに考えるべきなんです。だから星取表だと、要するに行政側が押しつけたとか、官が得して民が損したみたいな議論になりますけれども、決してそういうもんじゃなくて、先ほどのちょっと話に戻してみますと、ごみ焼却で住民同意を受けるかという問題ですけれども、これもP S Cの表でやっていきますと、一番最初に住民合意を得るとか、そういうオペレーションは必ず入ってくるわけです。それに対するコストというのは必ず入るわけです。その部分を民間に渡すのか渡さないのかという議論があって、初めて民間の方のコスト計算ができてくるわけです。だから、端からそれは民間でやるべきでないということではなくて、その一つ一つの事業の最初の段階から終わりまでずっと区分してきまして、それぞれの行うべきことに対応するリスクをきちんとして把握して、それが民間に移るのか、つまりオペレーションが民間に移らなければ、当然公共側に残るわけです。だから、住民同意を得るとというのが公共側に残れば、そのリスクは当然に公共側が負うわけです。その辺の議論がきちんとして初めから

なされてないと、リスクの分担とか、移転とかといいましても議論が混乱するだけだと思います。

山内部会長 先日、H委員にリスクのことについて、講義を聞くことがあって、とても難しいものだとよく分かりましたけれども、おっしゃるとおりです。まずはリスクの定義というところから、それから移転と事業の内容の問題、まさにおっしゃるとおりだと思います。ワーキングの方でその辺はきちんと議論していただきたいと思います。

I 専門委員 今、D委員がおっしゃったのと、ある面でいくと表裏になるんですが、このメンバーというのは民間サイドの方が多く、必然的にこういう議論になるんですが、どうしたらいいという話ではないんですが、例えば割賦リースとか、その場合には問題ないんですが、例えばアベイラビリティ・フィーのやり方とか、サービス購入型のやり方の場合に、従来型でいきますと、公共と民間とで何らかの契約を結んで、5年、10年して結構SPCが非常に利益が上がっているというときに、なかなか難しい問題が起こってくるケースがございまして、VEとの関係もあるんですけども、SPCとの契約で、それは契約社会ですから、SPCがそこで経営努力していかにもうかってやっても、それはいいことなんですけれども、住民サイドで、特にサービス購入型とか、アベイラビリティ・フィー形式の場合には、逆にいくと公共サイドのリスクというのも一つあることだけは注意しておく必要があると思います。それを肯定する意味じゃありませんが、そういう問題が必ず起こってくるというのは、従来の特に自治体の公共施設等の活用のときに必ず起こってきている問題であります。

山内部会長 ある意味では民間に事業をやらせることの、それ自体のリスクが公共に残るといったようなことがありますね。

I 専門委員 きちんと契約すればいい話ですけども、なかなかそこまで、日本の住民というか、社会がうまくいっていない面はあります。

D委員 実際にリスクを考えると、これはワーキンググループで具体的に挙げられると思いますけれども、私どものビジネスでいきますと、実際に物をつくるとか、具体的な作業が全くない世界での話ですが、それでも大体50項目ぐらいはある。今までもお話の中で、星取表を見ますと、一言不可抗力としか書いてございませぬ。私どもは大体8項目ぐらいあるんですね。ただ、その後にマクロリスクといいますか、社会全体に及ぶようなリスクがございしますが、その境界について言いますと、これは個別具体的な事例で、どっちに入るかというのは違いが出てくる可能性があるんです。さらに個々の事情なり、私ども、ミクロリスクといいますか、それとマクロリスクのちょうど境界にも、このケースは入るけれども、こちらはミクロになるとか、そういう議論があるわけです。恐らくPFIでございまして、設計、建設とか、例えば物を作るというプロセスはありますから、恐らく想像するに80から100ぐらいのものを挙げていけば、個別のリスクの項目として挙げてくるのかなと思いますので、その辺のところを念頭に置いて、必ずしも今まで星取表に挙がっているようなリスクの表にこだわらずに御検討いただきたいと思います。

Ｊ専門委員 リスク分担ということで、星取表というのは先に出てくるわけなんですけれども、いつの段階かといいますと、やはり実施方針の中で示さなければいけないということで、公共の側で準備するという作業がございまして、作業をやっていても、やはりＤ委員がおっしゃったようにきっちり書き切れていなくて、出せば出したで評判が悪いですし、それをまた言葉で書こうとすると相当なボリュームになっちゃう。書かなければ書かないでまた評判が悪い。そういう意味で先ほど前段でＦ委員がおっしゃったように、考え方とか、そういったものをきちんと示してあげれば、それはそれで、星取表というのはある意味で公共側の希望でもありますから、必ずしもそれが最後に合意するわけではないということで、そこら辺をきちんと示してあげるのかなというのを考えています。

Ｂ専門委員 もちろん実施方針段階、あるいは公募段階というのは、いわゆるリスクがそれほど入念に計算されて、それらがきちんと、極端に言うと星取り表の中にリスクがお金で書いてあるものが出ていけば、これは非常に有用なんでしょうけれども、多分優先交渉者が決まって、その中で議論していく過程の中で、いろいろ付き合わせてみると、民間はこんなリスクを考えたけれども、公共は見えていなかったと、それについてはどうだとか、逆もあって、本当はこういうものを見ていましたというようなことがあって、最終的にそれらが議論されていって、一つの答えが出てくる。それが先ほどから何回も言っているように、バリュー・フォー・マネーにも影響するし、最終的なバリュー・フォー・マネーで、例えば議会承認を得るときには、当初はＰＳＣが１００億円に対して、ＰＦＩは当初９０億円だったのが１１０億円になるかもしれないしということを念頭に置いておく必要があるのではないかという気がします。

Ｇ専門委員 ここでの作業の範囲ですけれども、行政側とＰＦＩ事業者との間で、主契約というか契約が結ばれるわけですけれども、それ以外に関連する契約があるわけですね。特に何回かヒアリングでも出ましたけれども、金融機関との契約がありまして、あるいは金融機関と行政側の直接契約ということもあるわけですけれども、その辺はどの辺までワーキンググループがカバーすることになるのでしょうか。

山内部会長 この点について、特に論点の取りまとめの段階で議論したわけではないんですが、ただ、おっしゃるような意味での本契約といいますか、行政とＳＰＣの間の契約にあるところというのはいろんな形を取り得るのではないかと思うんです。だから、それをここで包括的に扱うというのはまず無理であって、先ほどの話ではないですけれども、最大公約数とか、扱えるところまでというのを、あるいは議論していただいて、ワーキングの中で範囲を決めていくしかないんじゃないかというのが私の感想なんです、そんなことになるのでしょうか。

事務当局 基本方針の上では、この協定等というのは、本来的にＰＦＩ事業者と公共の間の契約が協定等がございまして、基本方針はほとんどそれについて書いてある、と申しますのは、ＰＦＩ法が基本的にそれについて書いてございますから。ただ、基本方針の中でございまして、金融機関との関係について申せば、その点がいろんな分担その他がその

辺に影響するとか、あるいは金融機関との直接の関係の問題ということでもって潜在的な形で書いてある。SPCの場合の出資者と公共の契約の問題、これは明示的に書いてあるといったような関係になっているわけでございます。今、特にヒアリング等でもって一番お話のありましたのは金融機関との契約、こういうのがあったわけでございますけれども、金融機関との関係は非常に重大なものであるということは、基本方針においても、そこは十分な認識が示されているわけでございますから、どの程度のものがまとめられるのがいいかというのは、それは具体的に御検討いただくべきことだろうとは思いますが、そういう認識が示されているということは申し上げておいた方がいいかと思えます。保険関係についても同様に潜在的な形で書かれているというようなことでございます。

後1点、個人的な見解ですが、不可抗力ということでD委員から8つとかなんとかいうお話がございましたけれども、大体不可抗力という言葉そのものが、要件から定められている言葉ではなくて、効果から定められている言葉で、要は故意過失の責任を、いずれの当事者にも追求し得ないにもかかわらず、誰かに損が生じるという場合のことをすべて不可抗力と一般に言われているわけで、我が国のこれまでの諸々の内容は書いてございせんけれども、普通でございますと大体地震から始まっているようでございます。海外のものは大体戦争から始まるかと思うのでございますが、戦争みたいなものと、日本でよく言われる地震とか、それと為替のレート、特に固定相場制だった時代の為替相場制度の変更、その辺になりますと、不可抗力といいましても相当な違いがございますので、一発で不可抗力というのは、どっちだというのはなかなか言い難い話だろうし、また事業の中身によっても、例えば幹線道路をどうしても渡らなければいかん、なくてはいかんというようなケースと、いわば御批判もございましたけれども、地域振興型のもものでは、不可抗力の、例えば地震のときのリスクの分担にしたって相当これは違ってしかるべきかと思えますので、その辺は一律にどっちとは、典型で考えられているものとかなり違ったケースが現実にはございますから、地域振興型で、何かをやるというのと、どうしてもこの橋がないと人が困るといふのはちょっと不可抗力の分担にしても違うのではないかという感じがいたしております。

D委員 確認の意味と、必ずしも事務当局のおっしゃっていることが、私の申し上げたことと違うかどうかわかりませんが、たまたま私の方で挙げたのは8つでございますが、後段でまさに一致していると思えますが、端境の部分というのは、当事者間の事例、事例によって違いますね。だから、それは個別の事業の内容に従って不可抗力とするのか、あるいはマクロのリスクであるから、これは私は負いませんよとするのか、それはあなたの責任だから、あなたが負いなさいとするのかというのは、やはり個別にきちんと分析しておかなければいけない。やはり契約上あまり曖昧に、ただ一言で不可抗力といった場合に、一つ一つの事例が出てきたときに、起こってしまったから、それが不可抗力であるかないかという議論はなるだけ避けた方がいい。水連の例の問題じゃありませんが、選定基準をあらかじめ言っておけば、多分問題はなかったらと思うんですが、後になって、

それはだめだというような議論はお互い消耗になるだけの話でございますから、できるだけ協定の段階ではっきりと覆いをしておくべきだろうと思います。

山内部会長 一応全体について御議論をいただいたということとさせていただこうかと思えます。また、具体的な内容につきましては、先ほどから何度も出ておりますように、ワーキンググループの方で御議論していただくということになるかと思えます。今日いろいろ出していただいたことにつきましては、また事務方の方で整理をしていただきたいと思います。

そこで、今後の進め方なんですが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、部会といたしましては、ガイドラインのたたき台に向けた作業を始めたいと思えます。そのためにもワーキンググループを設置して、そのワーキンググループにおいて作業を進めていくのが適当かというふうに思えます。これにつきましても、事前に西野部会長と御相談をいたしまして、先ほどの3項目ですが、それぞれ一つずつワーキンググループを設けたいと思えます。先ほどの議論にもありましたけれども、ワーキンググループの中の相互調整という必要もございますので、それは必要に応じて適宜行うということにさせていただきます。この進め方について、これでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

山内部会長 ありがとうございます。それでは、具体的なメンバーの構成ですが、まず、座長につきましては、もし皆様に御依存がなければ、提案したということもありまして、まずプロセス関係につきましては西野部会長に御担当いただくかなと思っております。それからVFMの関係ですが、もともと事業の評価部会の部会長は私でございますので、そういう関係もございまして、ここだけ随分項目が多いので困っておりますが、私がVFMの関係を担当したいと思います。それからリスク分担と協定等関係につきましては、その道でいろいろ実務的に携わっていらっしゃる前田部会長代理にお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先ほども申し上げましたが、委員、専門委員におかれましては、原則として、どれか一つのワーキンググループに参加していただくようお願いしたいと思います。本日、この席で御希望をお伺いした上で、恐らく人気のあるところとないところが出てくる可能性があるわけです。人数等のバランスを見まして、これは申しわけございませんが、西野部会長と私の方で少し調整をさせていただいて、お任せいただければと思います。それについては次回までに決定したいと思います。

それから関係機関の御出席者のうち、自治体出席者の方はいずれかのワーキンググループに御参加していただくと考えておりまして、どのワーキンググループに参加していただくかは、西野部会長と私で相談をしまして指名をさせていただく、こういうふうに思っています。

それから各省、国の機関の出席者については、誠に申しわけございませんが、すべてのワーキンググループに御協力を願う、こういう形をとらせていただこうと思えます。ただ

し、全会合に出席されるというのは大変でございますので、場合によっては、本人でもなくとも代理の方をお願いするとか、そういう形でできればというふうに思っております。以上の点につきまして、よろしいでしょうか。

それでは、事務の方から用紙を配付してもらいます。

D委員 部会の所属のときをお願いしたことがございまして、要するに推進の方と評価とございまして、両方参加されている方もおられますけれども、私はたまたま評価の方が主になろうかと思えますけれども、その中で推進の方にも多少関わるということとでオブザーバーとしての参加はできませんかと。で、オーケーをいただいていたと記憶してございます。その点で、この3つでございますが、取りあえず、すべてに参加しようとは思いませんけれども、要するに自分が参加するワーキンググループの外にオブザーバーとして参加させていただく、つまり共通の項目があるであろうという観点から、それをお願いしたいのですが、それは許されるんでございますか。

山内部会長 オブザーバーで参加していただくのは差し支えないと思います。特にワーキンググループの間の調整という問題もございまして、オブザーバーという形で御参加いただくことはよろしいのではないかというふうに思います。ただ、時間が重なっていたりもしますと、それはしょうがないですけれども。

H専門委員 どういう形でいつまでやるんでしょうか。同時並行的にやるんでしょうか。基本的な話でございまして、お考えをお願いします。

事務局 そこは御相談いただく話だと思えますが、いつまでということについては少なくとも協定以外は7 - 9月の間にたたき台をと。

I専門委員 来週の木曜日の部会は。

山内部会長 それも御相談ですが、来週はお集まりいただいて、そして全体の御議論で何かあれば出していただいて、そして、できれば3つのワーキングに分かれてやればいいんですが、西野部会長の御都合が悪くて来週はお出になれないわけで、そうしますと、プロセスのワーキンググループについて、すぐに始めるというわけにはいかないんですが、形はそういうことをとろうかというのが提案です。

I専門委員 ワーキングをやるんですか。

山内部会長 西野先生がいらっしゃらないので、プロセス関係のワーキングが開けないということもあって、そうしますと、全体について御議論をいただくということですね。場合によっては、プロセスの方は西野先生の御了解の上で、どなたか代理的な方に少し御議論を進めていただくということは可能かと思えます。

事務局 前田部会長代理も御欠席と伺っております。

山内部会長 そうすると、主力2人のメンバーがいらっしゃらないということで、どういたしますか。

I専門委員 合同部会はしばらくお休みになるわけですか。

山内部会長 ワーキングが始まってからの合同部会は、休みということになります。そ

れで、来週どう扱うかだけの話ですが、逆に皆さんが全体についての議論はこれでよろしいということであれば、特に来週合同部会をやらなくてもよろしいんじゃないかとも思いますが、その辺はいかがでございましょうか。

E 委員 どのワーキングに所属したかというのは、ファックスかなんかで御連絡いただけたということですね。

事務局 今、山内部会長からお話があったように、調整があるかもしれないときは何らかの連絡で、調整が不要であれば、ファックスなりメールなりで、私どもから部会長に代わって御連絡を申し上げるということ。その場合においては、各ワーキンググループについて、それぞれの形で御都合を座長に伺った上で、それぞれのワーキンググループの日程ということで設定をさせていただくということになります。

C 専門委員 そうしますと、今までの金曜日というのが月末までは確保されているのですが、それは取りあえず御破算と思ってよろしいですか。

山内部会長 そういうことになろうかと思えます。

事務局 場合によりますれば、例えば再来週の金曜日あたり御予定を皆さんにとっておいていただいたからには、比較的そこでお集まりいただき易いという現実の話ではあるうかと思えます。

山内部会長 今の形でいえば、第1回目のワーキングはそこで立ち上げる。そういうことになるわけですね。

B 専門委員 アウトプットのある程度のイメージがあって議論するのと、最終的にどうまとまるかわからないけれども、とにかくそれぞれグループでやりなさいというのでは随分違うと思うんですけれども、その辺は、例えばリーダーとサブリーダーぐらいが時々集まらなくては、お互いに進捗状況を確認されたり、整合性とかいうことを当然やられるわけですね。リーダー会議みたいなものを。

山内部会長 ワーキンググループ間の話は、事務局を介在してそういうことになろうかと思えます。

奥野部会長代理 来週集まって、また同じ議論してみても、もしワーキンググループ間の配置の調整が要るのだったら、それはそうですが、そのところはあまり問題ないようであれば、ワーキングをやってみて、それでまた集まるというのもいいかもしれない。

事務局 その線ではよろしゅうございましょうか。

山内部会長 それでは、奥野部会長代理の御提案もありましたけれども、来週については会合は持たないということにいたしまして、ワーキングのメンバーが決まり、そしてまずワーキングを立ち上げてみて、そこで議論して何らかの問題があれば、また合同部会をやる、こういうような形にさせていただこうと思えます。そうしますと一応30日というのは一つの目途であって、30日にワーキンググループの第1回になる可能性が強いと、こういうふうに御理解いただければと思えます。

H 専門委員 1週間の時間があるのでしたら、議論を効率的にするためにも、さあ集ま

ってじゃなくて、各々委員の先生方、専門委員にペーパーを出させて、それをお互いに見ながら話し合った方がより効率的じゃないでしょうか。どうせ1回しかないわけですから、皆さんそれなりにワーキンググループへ入るんだったらお考えを持っているでしょうし、まずペーパーで出させて意見を集約して、それで議論した方がよりスタートが早いと思いますが、如何でしょうか。

山内部会長 それは強制的に出していただくことにするのですか。

H専門委員 ボランタリーで結構だと思います。

山内部会長 そういうことであれば、それはあった方が、おっしゃるとおりだと思います。

それから、先ほどおっしゃったようにアウトプットのイメージ、特に全体のイメージというのもあるんですが、それぞれのガイドラインのイメージというの、皆さんどんなことをお持ちになっているのかというのが少しあると、事務局の方も非常にやり易いのではないかと思います。その辺の情報も入れて、これは別に宿題ではないですけれども、出していただければ効率的になると私も考えます。

事務当局 その点は4月でございましたか、H委員から最初に御提案のありました委員同士の直接で透明な御議論ということでメールを設定してございますから、一つそれぞれ御利用いただいて。その際、御理解いただいていると思いますが、いわば返事の方の義務はないということでございますから、お気軽にお使いいただければと思います。

G専門委員 気が付いたのですけれども、このガイドライン、ワーキンググループというのは、国の公共事業というのが基本的には前提になっているわけですね。例えばバリュー・フォー・マネー関係、税財政上の支援等の取り扱いがあるわけですが、これは国という立場でここを見るのと、地方自治体の立場で見るとは全然違ってきますね。違ってくるという意味は、地方自治体の判断に任せるという部分が。地方自治体の所轄の税金についてはどう考えるのかというのは、これは地方自治体の問題だということになれば、そういう議論はこれには出て来ないということになるわけですが、その辺はどういうふうに。

事務当局 基本方針そのものが国の事業を主として書いてあって、地方はこれを参考としということでございますから、そのガイドラインでございますから、基本的性格はそうだと思います。ただ、基本方針のときにも、参考にされたときにどういう影響があるかということは重々御検討いただいたわけでございますから、今回におきましても、その点は重々御検討をいただいた上でお願いせざるを得ないかと思っております。

I専門委員 もう一遍確認ですが、一番私が気になっているのはスケジュールでして、ちょっと期末のところもありますので。それぞれのワーキングでいつ開くかというのは決めて、いつまでにワーキングを終わって、また部会をやるかということ、ちょっとそこを確認したいんですが。

事務当局 いつまでに終わるというのは、私どもから申し上げるわけにはいきませんが、

ただ、先般来からの御議論で、目途といたしましては7 - 9月までに、7 - 9月といってももう7月は難しいかと思いますが、9月中ぐらいまでには何らかの成果物で、たたき台的なパブリックコメントのようなものに付せるようなものを表に出せるようなタイミングで作業を進めていただければと思います。

I 専門委員 部会に集まって全体調整が終わったところの姿が9月ですか、ワーキングはもう少し前になりますか。

事務局 ワーキングでございますともうちょっと前になるかと思いますが。

I 専門委員 それぞれのワーキングはどう開くかというのはワーキングの中の問題ですか。

山内部会長 ワーキング自体をいつ開くかというのはワーキングの問題です。

事務局 全般的に今日、部会としてもこういうことでございますので、次回22日はないということになりましたけれども、22日あったケースを前提といたしまして、その後、委員長、この部会に属しておられない方々に、両部会長あるいはその代理の方からお話をいたしました上で、御了解を踏まえて今後の作業を進めていただくということを想定いたしておりましたので、そのためだけにもう1回開く必要はないかとは存じますが、一応委員長等に部会長からお話をいただき御了解いただくことを前提といたしまして、現在の話はそういうペースでということでございます。

山内部会長 具体的に言うと、来週にも私と西野部会長で委員長に御報告すること。それから部会に含まれていない委員の方がいらっしゃいますので、御了解を得るという作業があると思います。

それでは、一応ワーキンググループにつきましては、皆さん御理解いただいたものと思っております。

次回は22日を予定をしておりましたが、今の皆様の御意見で22日は必要ないということですので、その後の連絡等につきましては、後日事務局の方から連絡をしていただくことにいたします。

それから本日、会議終了後、総理府PFI推進室の阿部参事官に記者会見を行ってみたいと思います。それでは、以上を持ちまして、予定の議事をすべて終了いたしましたので閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。